

安全って、本当ですか？

2011年1/21
ニュース第10号

武田薬品湘南新研究所を問う！

(発行): 武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



12. 5ストップ実験動物焼却炉パレード 村岡東ツタヤ前



署名・要望書を藤沢市長に渡すママ連
青木仁子代表 (藤沢市役所市長室)



外部委託を明言する武田薬品大川取
締役と野村部長 (村岡公民館)

一万を超える市民の署名要望書とストップ実験動物焼却炉集会パレードの成果

「実験動物焼却を100%外部委託へ」

12月26日の協定案説明会で武田薬品大川取締役が明言！！

昨年12月26日行われた住民説明会に於いて、武田薬品大川取締役より「実験動物の焼却は研究所内部で行わず、100%外部委託する」という発表があった。これは、藤沢・鎌倉市民の熱心な活動が、武田薬品という大企業を相手に、焼却炉が既に完成している状況下でその稼働をやめさせたということであって、画期的な成果である。

とりわけ、昨年12月5日、150人ものが、「ストップ動物焼却炉12・5集会／パレード実行委員会」の呼びかけに応じて村岡城址公園に集まり、抗議集会に引き続いて研究所を一周するパレードを成功させたことは、1万を超える周辺住民の署名の重みとともに、大きなうねりとなり、武田薬品に翻意を決意させる大きな力になった。様々なところから、いろんなグループが声を上げ、連携し、市民の運動となったことが功を奏した。

しかし、武田薬品はこの約束を協定にすることは拒んでおり、また住民参加の安全協議会の設置に対しては依然拒否の態度を変えていない。武田薬品研究所から排出される公害は、焼却炉の排煙ばかりではなく、大量の実験動物、バイオ・遺伝子生成物、汚染した排水、排気、P3実験問題等多岐にわたっており、引き続きこうした問題にも取り組み、少なくとも市民参加の安全協議会設置を実現させなければならない。

(武田問題対策連絡会代表 小林麻須男)

武田新研究所に関わる「安全協定案」説明会行われる

－ 藤沢市と鎌倉市の2会場で市民多数が発言－

副代表 平倉 誠

12/26(日)、武田薬品は行政と共催で午前中に藤沢市の村岡公民館で、午後には鎌倉市の玉縄行政センターで、新研究所に関する協定案の説明会を開催した。

いずれの会場でも、市民から協定案に対する鋭い意見や切実な要望など、発言は多岐にわたった。

① リスクコミュニケーションに関連して「市民参加の安全協議会の設置」を協定に盛り込むよう強い要望が多数あった。これに対して、行政から自治会町内会と武田薬品にコミュニケーションの場を提案中であること、また武田薬品からもそのような場を考慮中であり、かつ二桁の人数でモニターを募集すると回答があった。しかし参加者数名からは再度、協議会の人選方法や役割などを市民参加のかたちで協定条文に入れるよう、と重ねて注文があった。

② 「P3の実験と、感染症菌を使つての遺伝子操作を行う計画は無いことを、他市の協定にあるように、明記して欲しい」という参加者の再三の要請に対して、武田の野村プロジェクトリーダーから「国の要請等があれば P3 実験をする」との従来通りの答えがあった。

「生物兵器に関わる研究は、たとえワクチンをつくることであってもやらないと明記して欲しい」という市民の発言もあったが、「ワクチンの製造などは別の工場で行う」という理由で、協定案に明記する返答は無かった。

③ 有害化合物や病原体の流出が危惧される実験室換気の大量な強制排気と大量排水の危険性や、管理する為の検査測定データなどについて要望があった。1人は、

国や県の法令、条例に加えてWHOのバイオ関連安全マニュアルを「安全協定」の適用規範とすべきというもの、もう1人からは検査測定データの保存期間は3年では短すぎるという指摘であった。これらに対し武田薬品はWHOマニュアルについてはほとんど触れず、データ保管期間は多少だが延ばすよう見直すと回答した。

④ 「大量の実験動物を犠牲にするのは止めて欲しい」との市民の率直な要望に対し「薬事法があるから実施する」だけの説明で、残念ながら実験動物の数を削減するところまで話は進まなかった。



12/26村岡公民館で行われた協定案説明会

住民が指摘した基本的な重要事項については、すべてが文章化・明文化されること無しに協定調印だけを急いではならない。

藤沢の会場で、市の司会者が質問時間を制限したりする高圧的な態度があったことは残念であった。

しかし、事業者・行政・市民が一堂に会し、それぞれの考えを明らかにしたことは有意義であった。

1月30日(日) 市民参加の安全協議会を求める集会/パレードに参加しましょう

10:00 村岡城址公園集合 10:00~10:30 抗議集会:
10:30~12:00 村岡城址公園出発、反時計回りで、ツタヤ前、武田研究所正門、
湘南鎌倉総合病院前経由、村岡東4丁目解散

<主催> 市民参加の安全協議会を求める集会/パレード実行委員会

動物愛護法改正と動物実験

初めて動物実験の写真を見て衝撃を受けてから、もう 20 年近くが経ちます。動物実験は、動物に対して虐待的であるだけでなく、科学的にも問題があることを知ったのも、その頃でした。また、日本には、諸外国のような、動物保護の観点からの法規制が存在しないことも大変驚きました。

法規制といっても、現在の科学や薬事行政の体系の中でできることは、海外でも限られています。今の藤沢・鎌倉のように、身近に巨大な動物実験施設ができるような場合にも、動物の飼育状況が全く監視されない日本は、やはりあまりにもおかしいのではないかと改めて感じています。

動物愛護法は、ペットの虐待だけではなく、実験動物の福祉も扱うのですが、実際には、業規制から動物実験施設を適用除外していて、研究は優遇されています。この部分の法改正には、学会や業界団体からの強い反対が続いていて、この人たちは、市民感情や動物福祉のことを本当に考えてくれるのだろうかと疑問に思っばかりです。

兵庫県が条例で動物実験施設の届出制を定めていたり、静岡県が独自に動物実験施設への立入調査を行っていたりしますので、実態把握のためには、今後、自治体にそういった制度を求めていく必要もあるのかもしれない。

静岡県の立入調査の記録については、情報開示請求した文書の分析を行い、資料集の原稿にまとめました。動物保護団体、地球生物会議(ALIVE)から近日中に発行予定です。

動物愛護法については、現在、環境省の「動物愛護管理のあり方検討小委員会」で改正へむけての議論がされています。今年5月には、この小委員会で実験動物が議題にのびますので、ぜひご関心をお寄せいただけたらと思います。

東京都在住 東

イノチにやさしいライフスタイルを

私たちが普段つかっている化粧品やトイレタリー製品や医薬品は、安全性を確かめるため、罪のない小さなイノチが動物実験という形で犠牲になっていることを、ご存知ですか。東さんが書いてくれているように、海外と違い、日本では動物実験そのものに何の法規制もない事が、今回の巨大な実験施設の建設を可能にしたとも思えます。実験動物の焼却を外部に委託したからひと安心と終わらせることなく引き続き、市民の私達が勉強していく事が必要だと思い、下記の勉強会を企画しました。「動物実験ってなに?」「いつから行われているの?」「どういった分野で行われているの?」「日本と他国との違い」「私たちにできることは?」などの基本のお話を ALIVE 代表野上ふさこ氏に、また医薬品開発に関わる研究者海野隆による、動物実験に代わる代替法などのポジティブな提言もあります。どうかご参加ください。

動物実験を考える勉強会

日時：2011年1月29日(土) 13時~16時 場所：江ノ島かながわ女性センター第一研修室
参加費：500円 詳細については湘南エチカの会 <http://blog.goo.ne.jp/shonanethics>

また海外では消費者が自身の価値観に基づいた製品を探しやすいように、以下のようなマークをつけている製品も多く見られます。市民の私達が声をあげ、動物実験を必要としない製品や、病気を未然に防ぐ健康的なライフスタイルに切り替えていくという選択をしていくことが大切だと思います。

- 左) 動物実験していない製品につく幸せうさぎのマーク :EU
- 中) 動物実験していない製品につく跳ねうさぎのマーク :アメリカ
- 右) 動物実験全廃の思いをこめて付けられたうさぎのマーク :日本



鎌倉市在住 松原

藤沢市は公害を防止する住民協定をまもれ！

武田薬品湘南研究所・汚染排水の公共下水道への排出差し止め控訴審・2月28日予定

昭和53年に結ばれた藤沢市と住民との公害を防止するための基本協定書に違反して、藤沢市が大清水浄化センター（公共下水道処理場）に武田薬品の汚染排水を受け入れることは不当であるとして起こした差し止め裁判は、2010年10月6日、第1審で棄却された。判決内容は藤沢市と大清水地区住民との協定を無視し、都市計画法、下水道法を優先すると言うおそ民主主義のルールを破壊するものであった。住民協定は住民と行政との直接の約束であり、下水道法にも則って結ばれた公害防止協定であり、現に他の企業も現在守っている生きた協定である。

原告団は10月19日控訴し、第1審で不当な扱いを受けた住民協定が下水道法の上乗せ条項に当たるものであり、公害防止に欠かせない条項であることを主張する。武田薬品研究所排水はバイオ・遺伝子組み換え・有害化学物質・放射性物質等を含む公害汚染排水である。これらが公共下水道に流れ、処理されずに境川・江の島へと流れ、湘南の海が汚染される事を許してはならない。

控訴審に多くの人の傍聴をお願いし、支援をお願いします。

（原告 青柳節子）

控訴審期日は2月28日(月)14時から東京高等裁判所822号法廷で(地下鉄 霞が関駅前)

湘南バイオ研 せんりゅう

鎌倉市笛田在住 齋藤勝彦

協定は 市民意識を 下敷きに 引き延ばし 隠して増える 不信感
公害は 市民の耳目が 予防策 風吹けば 怖いよばい菌 どうしよう

* 川柳・狂歌のご寄稿をお待ちしております。 ニュース編集部 Fax 0466-26-0242

武田問題何でも相談室

不安なこと、知りたいこと、何でもご連絡下さい。

ご質問の内容を調べて、一緒に勉強していきましょう。

<携帯> 090-6317-5547(小林) 090-4602-1190(平倉) 090-3310-9072(國枝)
<メール> aoyagi@jcom.home.ne.jp (青柳) mark_f@zpost.plala.or.jp (福岡)
k.obata@ad.cyberhome.ne.jp (小幡)



<編集後記>

ニュース担当 國枝 健

12/26(日)午前藤沢・午後鎌倉で、武田薬品新研究所に関する安全協定案の住民説明会があるので聞きにいった。その内容は今号巻頭と2頁目にあるので省略して、前9号に続いて両市の環境担当職員を観察してみた。

藤沢市の村岡公民館では、協定案の説明と実験動物焼却炉100%外部委託の発表の後、質疑応答に入る前に、司会の環境保全課長は「質問は一人2分以内、20人に限り受け付ける」と宣言したことに始まった。時計を見ながら、質問が2分を超えた瞬間に、高圧的な態度で打ち切れせよと、大声で怒鳴るような場面が度々あった。おびたしい数の実験動物を毎日使うバイオ研究所の稼働に対し、近隣市民の不安・疑問・行政の対応への質問に真摯な態度で応じるどころか、悪代官さながらであった。時間通り正午に終了させることで頭がいっぱいであった。

一方、14:00からの鎌倉市玉縄行政センターでは、安全協定案の説明と武田の発表は藤沢と同様だったが、市民の質問に対する環境部長の対応は実に素晴らしかった。質疑時間も多く、時間を制限することもなく、時間を延長しても市民の要望を聞き、その方向で今後武田と交渉に入ることを明言して、3時間半に及び説明会を終了。あたりは真っ暗になり、午後5時半を回っていた。

藤沢市は法人税が30億入り、鎌倉市は危険性のある排気をすわされるだけ、という利害と条件の違いはあるにせよ、職員の資質と良識の差だけでなく、文化水準の差もあるのではないかとあらためて感じた。新研究所の前を通り、両市にまたがる県道を力なく車を運転して境川下流域の家に戻った。

市役所は 市民のために 公僕が 役立つことに 汗かく所